

国民健康保険税の失業減免制度

■ 減免の対象となる世帯

①、②、③のすべてに該当する世帯です。

- ① 失業軽減制度（表面）の適用を受けられない方の属する世帯であること。
(※ 離職理由コードで非該当となった場合は対象外となります。)
- ② 平成29年中に所得のあった納税義務者又は被保険者が、「倒産又は解雇」「事業の廃止」等に伴う非自発的失業により、平成30年中の世帯の所得見込み額が3割以上減少し、保険税の納税が困難と認められる世帯。
- ③ 平成29年中の納税義務者と被保険者全員の総所得が600万円以下の世帯

■ 減免される額

保険税のうち所得割額（譲渡所得及び一時所得に係る所得割額を除く）が減免の対象で、減免額は平成29年中の総所得金額と平成30年中の総所得金額（見込額）の減少割合に応じて求められる減免割合（下表）を所得割額に乗じた額となります。

世帯の平成29年中の総所得金額 (譲渡所得・一時所得を除く)	所得減少割合及び減免割合	
	3/10以上 5/10未満	5/10以上
150万円以下	5/10	10/10
150万円を超え300万円以下	2.5/10	5/10
300万円を超え600万円以下	1.25/10	2.5/10

$$\text{* 減少割合} = \frac{\text{平成29年中の総所得金額} - \text{平成30年中の見込み総所得金額}}{\text{平成29年中の総所得金額}}$$

※ 雇用保険を受給される場合は、減少割合を算定する所得額に雇用保険受給額を含めます。

■ 減免対象となる税額

課税年度が平成30年度の保険税の額が対象で、減免申請書を受付した日以降に納期限が到来する保険税に限ります。

■ 申請期限は、平成31年4月30日までです。

■ 《申請に必要な書類等》

○ 会社都合による解雇等の理由で所得が激減した者（非自発的失業者）

① 非自発的失業であることの確認書類

- 退職証明書（離職理由の記載があるもの）、解雇の通知書、事業主からの証明書等会社都合による解雇であることがわかる証明書

※ なお、必要に応じて、ここに掲げるもの以外の書類を提出して頂くことがあります。

② 収入（見込み）額の確認書類

- 平成30年分の源泉徴収票、給与支払い証明書（見込み額で可）等
- 雇用保険給付金（失業給付）がある人はその受給者証等収入金額がわかる書類
- 障害年金、遺族年金がある人はその受給者証等収入金額がわかる書類

③ 印鑑

○ 廃業により所得が激減した者

① 廃業であることの確認書類

- 事業の廃業届（税務署等の受理印があるもの）又は倒産手続きの申立て書類等廃業の事実が確認できる書類（法人解散登記簿等）

② 収入（見込み）額の確認書類

- 平成30年分の所得状況がわかる収支内訳書

③ 印鑑

※ 詳細については、「国民健康保険税減免制度取扱基準」で規定しています。